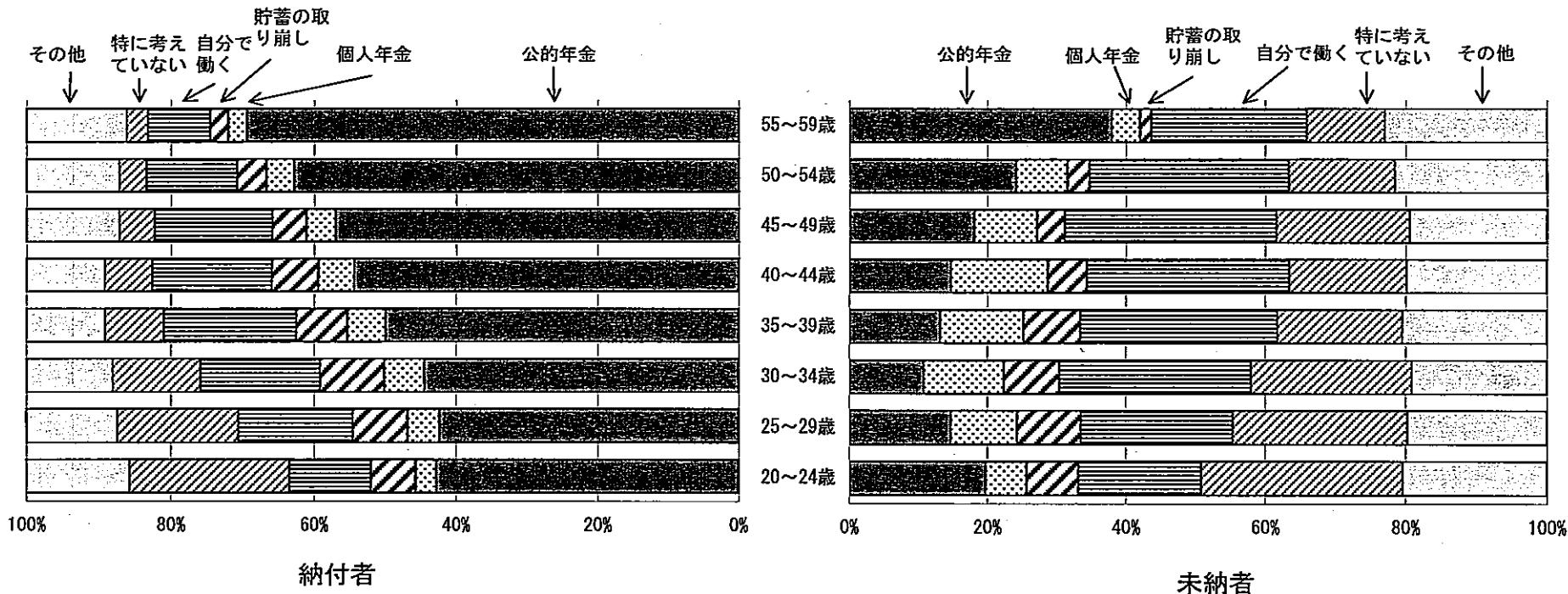


## 年齢階級別老後の生活設計

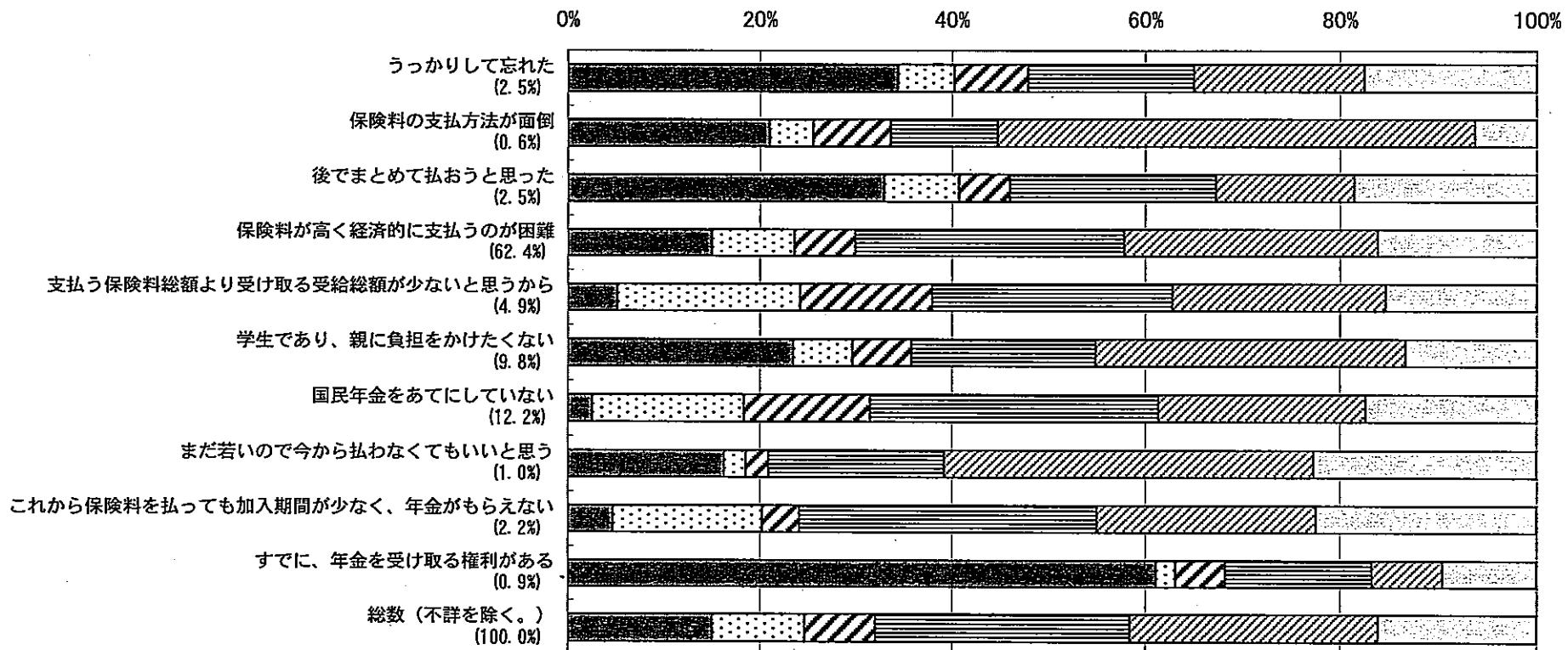
納付者及び未納者の老後の設計を年齢階級別にみると、未納者のうち「公的年金」と回答した者の割合はすべての年齢階級で納付者よりも低くなっているのに対して、「個人年金」、「自分で働く」、「特に考えていない」と回答した者の割合は納付者よりも高くなっている。



資料：平成11年国民年金被保険者実態調査

## 保険料の未納理由別にみた老後の生活設計(未納者)

未納者について老後の生活設計をみると、「自分で働く」、「特に考えていない」と回答した者の割合が高くなっている。これをさらに、保険料の未納理由別にみると、「保険料の支払方法が面倒」、「まだ若いので今から払わなくてもいいと思う」と回答した者では「特に考えていない」とする割合が他より高く、「支払う保険料総額より受け取る受給総額が少ないと思うから」、「国民年金をあてにしていない」と回答した者では「個人年金」、「貯蓄の取り崩し」とする割合が他より高い。



注1 本調査は、学生納付特例制度が施行される前の調査であり、平成12年度からは在学期間中の保険料を猶予し、社会人になってから保険料を納めてもらう学生納付特例制度が実施されている。

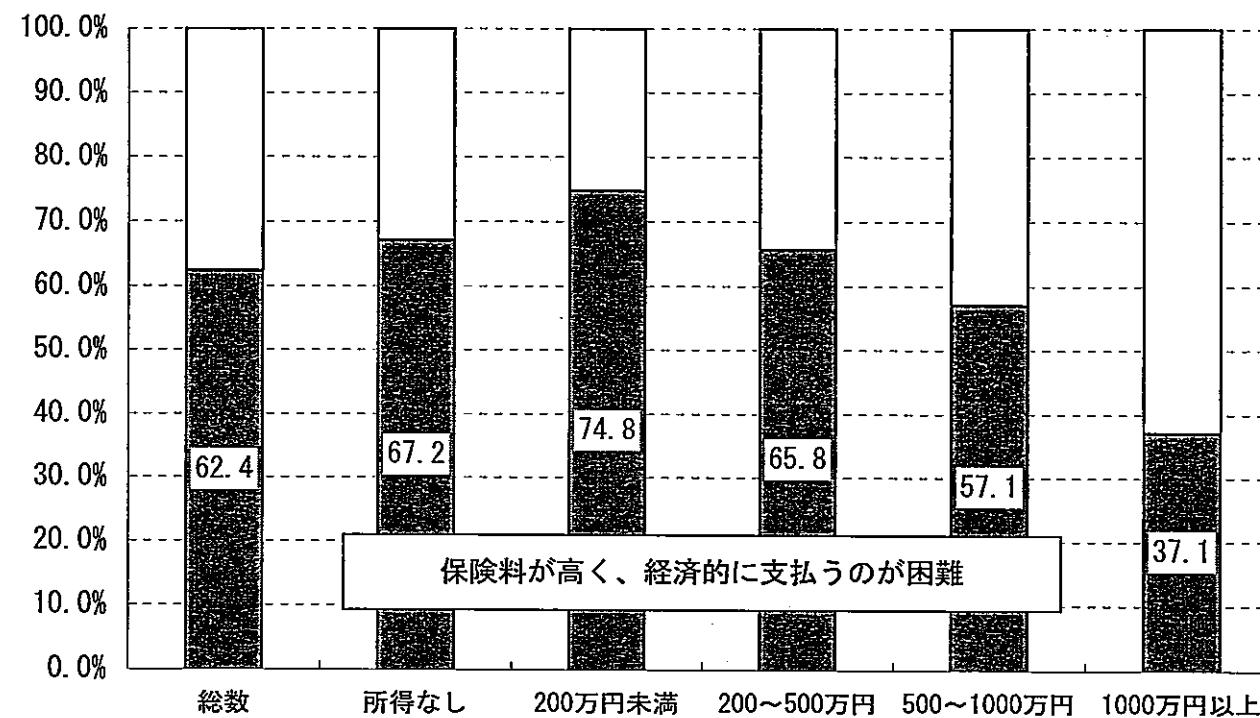
注2 ( )内は、総数に対する各未納理由の回答者数の割合である。

資料：平成11年国民年金被保険者実態調査

<input checked="" type="checkbox"/> 公的年金	<input type="checkbox"/> 個人年金
<input checked="" type="checkbox"/> 貯蓄の取り崩し	<input type="checkbox"/> 自自分で働く
<input checked="" type="checkbox"/> 特に考えていない	<input type="checkbox"/> その他

## 世帯の所得階級別 未納者の保険料未納の理由（主要回答）

保険料未納の主要理由として「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」とあげている者の割合は、全所得階級を通じて高く、世帯の所得が1000万円以上の区分でも、4割程度になっている。

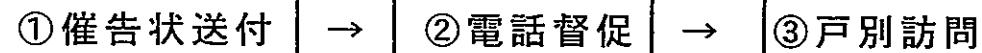


資料：平成11年国民年金被保険者実態調査

## 国民年金保険料の徴収についての実務と関係法令

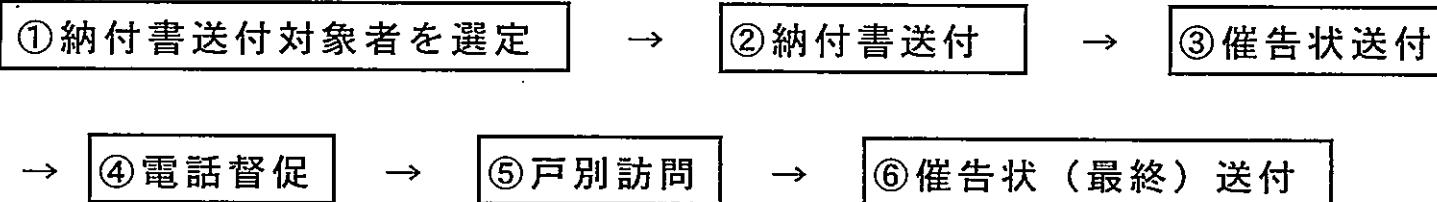
### 1. 未納者に対する国民年金保険料の徴収の実務

(1) 未納者に対して、

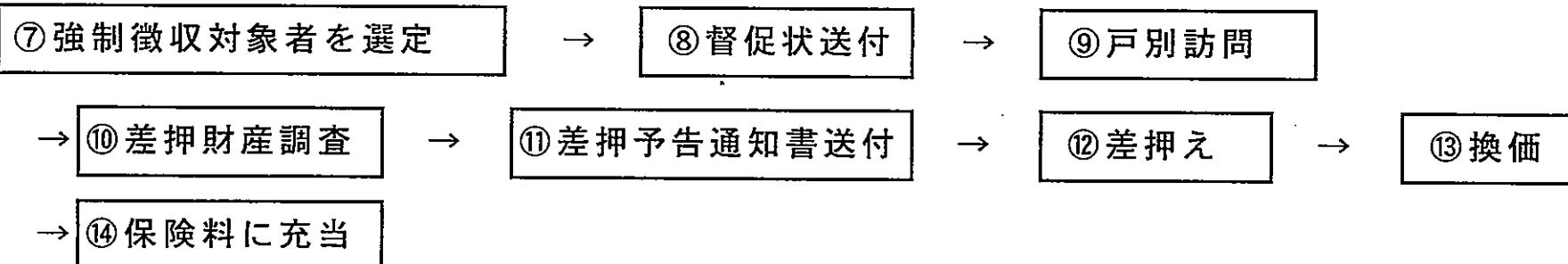


(2) 1年分以上の未納者に対して、

<第一段階>



<第二段階> 強制徴収を実施する場合



## 2.これまでの強制徴収の実施状況

### (1) 実施状況

- ① 昭和 62 年度から、前年度における全期間未納の者の中から一定数を選定し、前記 1(2)<第一段階>を毎年度実施している。
- ② これらの納付督促によっても納付に応じなかつた者のうち、昭和 62 年度から平成 3 年度にかけて、<第二段階>として、66 人に対して督促状を送付し、最終的に 5 人（3 件）について差押えを実施した。

### (2) 実施結果

- ① 納付に対応して給付があるという年金制度において強制的に保険料を徴収することは行き過ぎといった意見があつたこと
  - ② 強制徴収を前提とした対象者を選定することが困難であったこと
  - ③ 強制徴収実施後においても、再び当該者が保険料を滞納し、継続的な納付には結びつかなかつたこと
- 等から、平成 4 年度以降、強制徴収は実施せず現在に至っている。

# 徴収についての国民年金法の規定

[参考1]

## (保険料)

- 第 87 条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。
- 2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。
- 3 (略)
- 4 保険料の額は、当分の間、一月につき一万三千三百円とする。
- 5 (略)

## (保険料の納付義務)

- 第 88 条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。
- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

## (保険料の納期限)

- 第 91 条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

## (保険料の通知及び納付)

- 第 92 条 社会保険庁長官は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納付期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、保険料の納付方法について必要な事項は、政令で定める。

## [施行令]

### (保険料の納付方法)

- 第 6 条の13 被保険者は、保険料を納付しようとするときは、社会保険庁長官が交付する納付書を添付しなければならない。ただし、社会保険庁長官が定める場合は、この限りでない。

## [施行規則]

### (保険料の通知の方法)

- 第 70 条の2 法第 92 条第 1 項の規定による社会保険庁長官の通知は、令第 6 条の13の規定により社会保険庁長官が交付することとされた納付書を添付して行うものとする。(以下略)

(督促及び滞納処分)

第96条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促することができる。

- 2 前項の規定によって督促をしようとするときは、社会保険庁長官は、納付義務者に対して、督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。
- 4 社会保険庁長官は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。
- 5 (以下略)

(延滞金)

第97条 前条第1項の規定によつて督促をしたときは、社会保険庁長官は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。(以下略)

(時効)

第102条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
- 4 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第96条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
- 5 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法(略)第32条の規定を適用しない。

[会計法]

第32条

法令の規定により、国がなす納入の告知は、民法第153条(中略)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

- 未納に関する罰則規定はない。

- 平成14年度から保険料収納事務が国に移管したことを契機として、以下のような対策により収納対策の強化を図っている。

### (1)年金広報の充実

- ・年金制度の意義・役割について正しく理解してもらうとともに、保険料の納付は国民の義務であるという認識を浸透させるための広報を展開
  - ①政府広報やテレビ・インターネット等の媒体を活用した集中的な広報
  - ②市町村の広報誌による広報
  - ③年金ホームページの開設
  - ④制度周知リーフレットの配布(対象世代別に内容を工夫)
  - ⑤成人式の機会を捉えた新成人への広報

### (2)中、高校生に対する年金教育の推進

- ・年金広報専門員等による中学、高校の教員及び生徒を対象とした年金セミナーを開催
- ・「文部科学省・厚生労働省連携協議会」を設置(13年6月)し、年金教育の充実方策等を検討

### (3)学生納付特例制度等の周知

- ・大学等の協力を得て、ガイダンスや学園祭等の機会をとらえた広報の実施

### (4)納めやすい環境づくり

- ・被保険者が自主的に保険料を納める環境を整備する観点からの取組み
  - ① 保険料の納付窓口を全国の銀行、郵便局、信用金庫、農協などあらゆる金融機関に拡大
  - ② 口座振替を行っていない者全員に口座振替の利用を勧奨
  - ③ 集合徴収については、市町村、商店会、自治会等の協力を得て、納付窓口を拡大

### (5)保険料の納付督励

- ・保険料を滞納している者に対する納付督励の取組みを全国統一的に実施
  - ① 納期限の翌月から年6回にわたり催告状を送付
  - ② 電話による保険料の納付督励を実施
  - ③ 職員や国民年金推進員の戸別訪問による保険料の納付督励、徴収を実施

## 社会保険と労働保険の徴収事務一元化について(案)

### 1. インターネットによる両保険に係る届出の一括受付(別紙参考1参照)

電子政府化に合わせ、インターネットを利用して、事業主が保険料徴収関係の届出を含め両保険の各種届出を一括して行うことができるようとする。

### 2. 社会保険・労働保険徴収事務センター(仮称)の設置(別紙参考2参照)

(1) 保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所(312か所)に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置する。

(2) センターは、平成15年10月を目途に設置する。

(3) センターにおいて処理する事務

① 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付

・ 社会保険の算定基礎届及び労働保険の保険料申告書等を受付ける。

注)算定基礎届:年1回、被保険者毎の4~6月の報酬についての届出。

保険料申告書:年1回、事業所毎の賃金総額を基にした保険料額についての届出。

② 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施

・ 徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を実施する。

注)調査官総合調査:各種届出の洩れや誤りがないか行う調査。

算定基礎調査:保険料の申告内容に疑義があるものについて行う調査。

③ 滞納整理の実施

・ 保険料の納付督促を実施する。  
・ 差押えなどの滞納処分を実施する。

④ 事業所説明会の開催

・ 労働保険の年度更新説明会及び社会保険の算定基礎届説明会を開催し、あわせて両保険の適用勧奨、制度改正周知などを実施する。

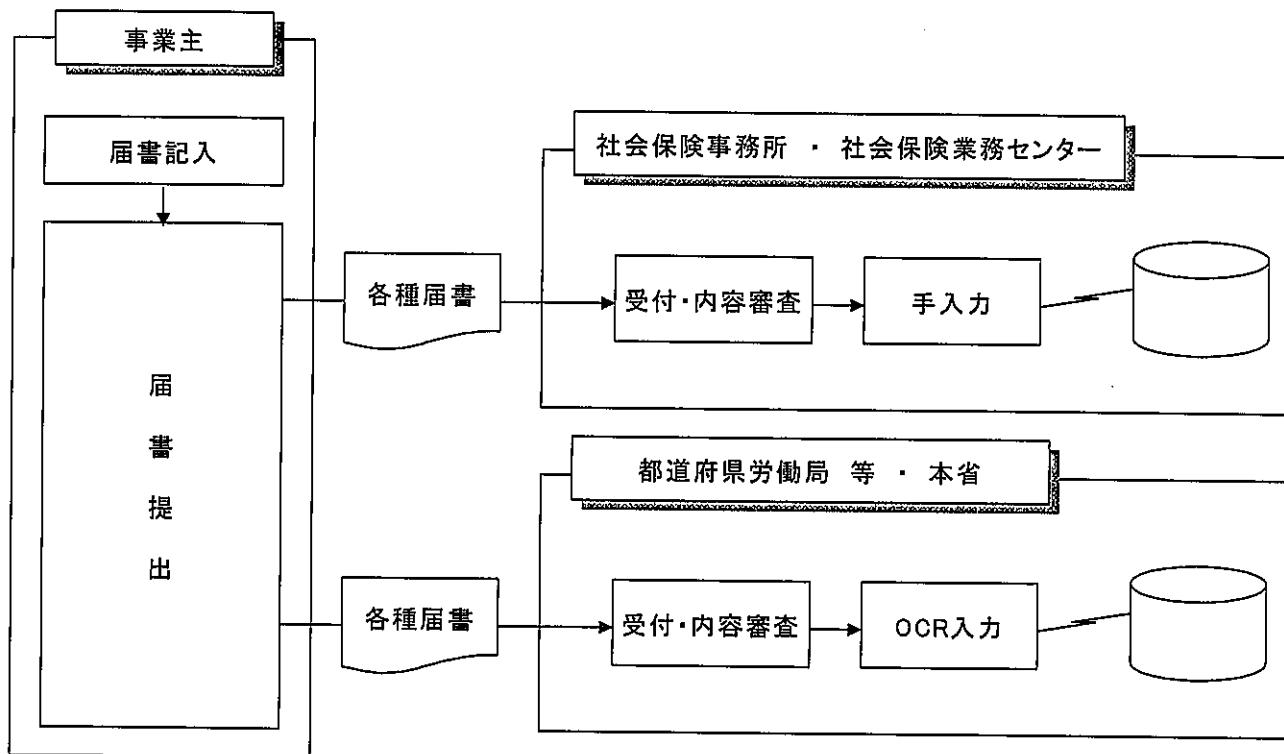
注)年度更新説明会:保険料申告書の記載方法等についての説明会。

算定基礎届説明会:算定基礎届の記載方法等についての説明会。

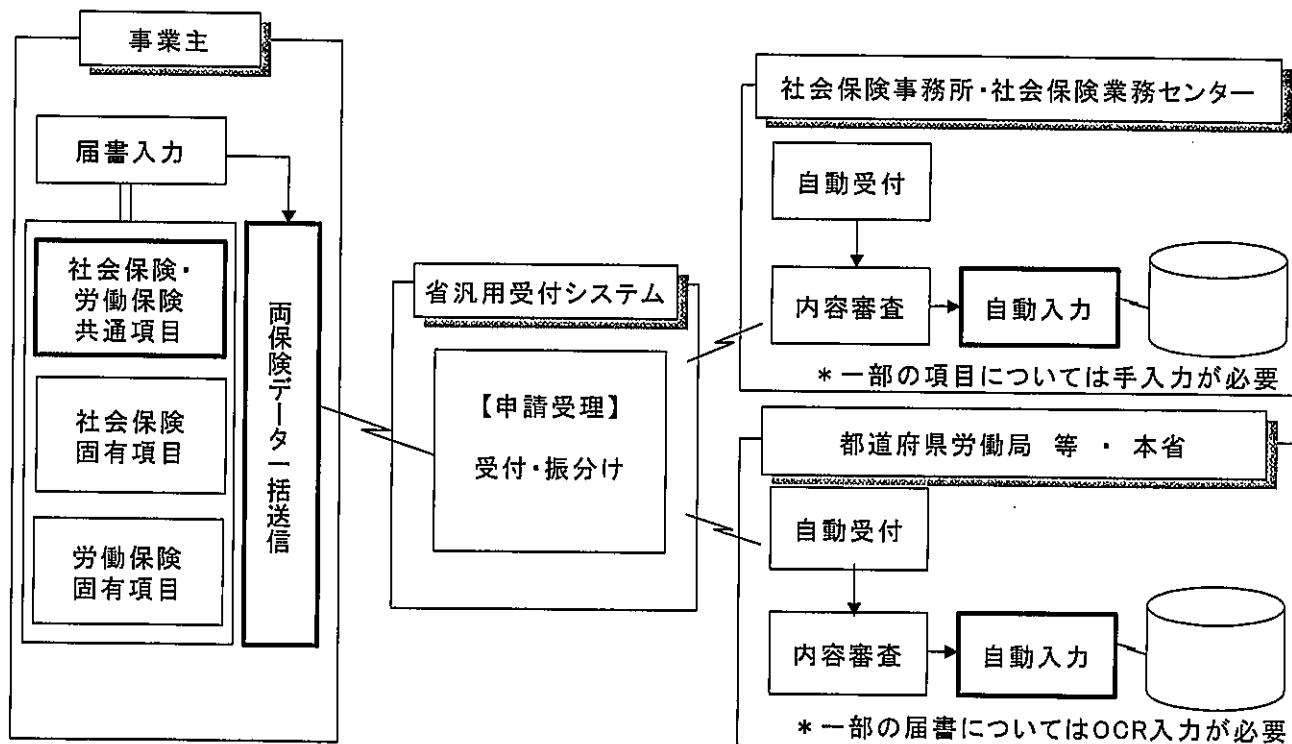
【参考1】

電子政府における徴収事務一元化の概要

【現 行】



【平成15年度電子政府後】



## 社会保険・労働保険徴収事務センター

